

富情第20-27号
令和2年2月4日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一 様
連合大阪河内地域協議会
議長 西城 敏幸 様
連合大阪南河内地区協議会
議長 鳥井 一雄 様

富田林市長 村 善 美

「2020(令和2)年度自治体政策・制度予算に対する要請」について(回答)

令和元年10月4日付で要請のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

2020(令和2)年度自治体政策・制度予算要請

[(★)は重点項目]

1.雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1)就労支援施策の強化について

<継続>

①地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績(利用件数、就職者数など)を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。映していくこと。

【回答】

大阪府・市町村就労支援事業推進協議会に設置された南河内地域ブロック部会で、各市町村での取組状況についての報告および意見交換などを実施しています。

さらに、地域労働ネットワークにおいて、それぞれの地域での取り組み状況の情報共有もしています。

今後も、国・府などの関係機関と十分な連携をとりながら、雇用・就労対策に取り組んでまいります。

< 継続 >

②障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。また、精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着(離職率の改善)に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

※大阪府における障がい者雇用状況は、用語集を参照

【回答】

就労支援については、就労支援センターに就労支援コーディネーターを配置し、障がい者等就労困難者のための就労相談や、関係窓口への同行、個別ケース検討会議の実施など、一人一人に応じた支援メニューを提供し、支援をしています。あわせて、障がい者の就労や生活に関する問題に対応するため、月1回、障がい者就業・生活相談を実施しています。

また、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援をする就労定着支援サービスが、2018年4月に新設され、精神・知的障がい者の方が利用されています。

今後も、国、府、近隣市町村、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターなど関係機関との連携やサービスなどの周知を図りながら、就労支援の充実に取り組んでまいります。

< 継続 >

③女性の活躍推進と就業支援について (★)

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

※大阪府「おおさか男女共同参画プラン」に掲載の「女性の就業率」の目標値と現状は、用語集を参照

【回答】

本市では、女性の積極的な登用や、女性の活躍推進の取り組みについて、目的や必要性を男女問わずすべての職員が認識できるよう、必要に応じて施策の拡充を検討してまいります。

また、働く場で活躍したいと願うすべての女性がその個性と能力が発揮できるよう、女性活躍の必要性の理解の推進研修や、キャリア形成を考える研修などを開催するとともに、啓発活動を実施してまいりました。

今後も、就労と子育てを、ゆとりをもって両立できるよう、また、妊娠や出産、介護などを理由に離職することなく、すべての人がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、セミナーや研修会の開催、啓発活動などさまざまな取り組みを進めてまいります。

(2) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

< 継続 >

① 「同一労働同一賃金」と事業主「パワーハラ防止義務」の周知・徹底について

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

【回答】

働き方改革関連法については、広報誌にて情報発信を実施しています。また、大阪府総合労働事務所が実施する中小企業の労働環境を向上させるためのセミナーなど、労働法制の周知に、近隣市町村とともに対応してまいります。

今後も国の動向に注視し、関係機関と連携し周知に努めてまいります。

< 継続 >

② 法令遵守・労働相談機能の強化について

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえてSNSを活用した労働相談の実施も検討すること。

【回答】

職場での労働条件や賃金、残業代などの未払い、職場のいじめなどに関する相談について、各種労働法に精通した社会保険労務士による労働相談を月に1回実施しています。

また、ブラック企業など、高度な問題については労働基準監督行政である大阪労働局と連携して対応してまいります。

今後も、利用者のニーズや労働情勢なども考慮しながら、労働相談の実施に取り組んでまいります。

<継続>

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGsが掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

【回答】

本市では、平成29年度に採択を受けました地方創生推進交付金活用事業「農を活かした産業連携による仕事創出推進事業」を実施しており、この中で市内での新たな雇用の創出に取り組んでいます。

(4) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

<補強>

①男女共同参画社会をめざした取り組み（★）

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。尚、子育て、介護を抱える労働者が働きやすい環境を整備するためにも「イクボス」が大切な役割を果たすと考えられる。自治体管理職が「イクボス宣言」を率先して行い、推進に努力し民間にも広まるように努めること。

【回答】

子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な働き方を自ら選択できるよう各関係法について、広報誌などを通じ、広報・啓発に取り組んでまいります。

ワーク・ライフ・バランスの実現には、多様で柔軟な生き方や働き方を選択できることなど職場の理解が重要です。これまでの固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、すべての人にとって働きやすい職場環境づくりに向けた啓発など、さまざまな施策に取り組んでまいります。

本市では「新 富田林市特定事業主行動計画 あなたも！わたしも！『みんなで子育て』宣言」を策定し、この行動計画を通じた取り組みにより、仕事と子育て、介護を両立できる職場環境づくりを推進しているところです。

今後も、市として男女共同参画社会をめざして、その推進に努めてまいります。

< 継続 >

②治療と職業生活の両立に向けて

がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

【回答】

労働者、事業主それぞれからの相談に対応できるよう、労働関係法に精通した社会保険労務士による労働相談を月 1 回実施しており、引き続き、国・府など関係機関と連携しながら情報提供に努めてまいります。

< 新規 >

(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。

【回答】

工事請負・業務委託等に係る契約事務の厳正かつ公正な執行を期するため、本市の競争入札などの参加資格を有する業者に対し、現在必要に応じて指名の停止などの措置を講じているところです。

府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）による指名停止などの対応については、調査研究してまいります。

< 新規 >

(6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について（★）

外国人労働者の人権を尊重し、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。また、生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。また、ハローワークや労働基準監督署等と連携し、生活相談窓口の設置や共生のための研修会の開催などの支援を行うこと。

【回答】

外国人労働者の労働条件や賃金、職場環境などに関する労働相談ができる体制づくりのために、関係機関と連携を強化してまいります。

本市では、市の業務に関する情報の多言語版の作成や、日常のさまざまな場面での通訳派遣、また、外国人市民を対象に「にほんごよみかき教室」を実施しています。

今後、外国人市民が増えることが予想されることから、市民生活に関わる情報の多言語

化や社会制度に関する学習を行うとともに、関係機関と連携を図りながら社会全体が多文化共生について理解を深められるよう努めてまいります。

<新規>

(7)『会計年度任用職員』について

2020年4月から導入される会計年度任用職員制度は、自治体職員の働き方や住民サービスに関わる改革になりうるものである。しかし、未だに規則や設定などが決まらず準備不足と思われる。速やかな対応と導入の趣旨に基づく適正な運用と財源確保を行うこと。

【回答】

本市では、令和元年9月議会で「富田林市会計年度任用職員の給与等に関する条例」を制定し、現在、令和2（2020）年4月施行に向けて、施行規則の制定を含め、円滑な制度の導入のため、準備作業に努めているところです。

また、財源確保については、これまでも国・府に対して必要な財源措置を講じるよう要望していますが、今後も機会を捉えて要望してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

【回答】

MOBIO と連携し、人材育成、技術課題の解決、情報交換などを通じて、より一層の地域活性化に努めてまいります。

また、国・府・近隣市町村・ハローワークなど、関係機関と十分な連携をとりながら、情報提供に取り組んでまいります。

<新規>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。

【回答】

若者が技能五輪などの大会に挑戦することは、時代を担う青年技術者に目標を与えるとともに、技術の向上・継承が期待されることから、商工会をはじめ関係機関と連携し、情報提供に取り組んでまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【回答】

現在、「府小規模企業サポート資金」の枠を活用する「市町村連携型」の融資制度を実施しています。加えて、「経営安定資金」の申し込みに必要な認定書の発行業務を実施しています。

さらに、富田林商工会が主体となり、地元金融機関などと組織された地域支援ネットワークと連携を図り、引き続き利用者のニーズに合った融資制度の案内など、迅速に対応してまいります。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

【回答】

本市では、中小企業などを対象とした BCP 策定支援事業を実施しており、府では、商工会・商工会議所などと連携して中小企業の BCP の取り組みを支援しています。また、商工会では、業務継続計画（BCP）を考えている企業に対し、専門アドバイザーを紹介しています。

今後も、府や商工会、工業団地組合協議会と連携し、市広報誌などによる周知をはじめ、広く情報発信に取り組んでまいります。なお、企業の防災対策など入札における加点要素については、府および府内市町村の動向を注視し、調査研究してまいります。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について (★)

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

【回答】

下請代金支払遅延防止法および下請中小企業振興法、下請ガイドラインなどについては、公共工事の見直し・減少傾向の中で、関係官庁などと連携を取り適正化推進の啓発などを実施しているところです。

今後も引き続き、下請業者への配慮のため啓発に努めてまいります。

< 継続 >

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

〔総合評価入札制度 導入済の自治体〕

※河内長野市、東大阪市、富田林市、柏原市、八尾市（導入年度順）

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について具体的な検討を行うこと。

〔総合評価入札制度 未導入の自治体〕

総合評価入札制度の導入が、府内 20 市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【回答】

平成 21 年度より市庁舎の清掃業務の一部について総合評価入札制度を実施し、その中で福祉の視点からの評価もしています。

また、公契約条例の制定についても引き続き、府および府内市町村の動向を注視し、調査研究してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

< 補強 >

(1) 地域包括ケアの推進 (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量

ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。また、認知症対策をより一層強化し、治療・生活・相談などに対する支援体制を地域で整備すること。

【回答】

本市では、第7期介護保険事業計画において「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本目標の一つとして取り組んでいます。

その中で認知症や重度の要介護状態の人の地域での生活を支えるサービスを中心に、地域密着型サービスの整備を実施する予定としています。

また、地域包括ケアシステムの整備推進に対し、利用者・医療保険者・被保険者などが参画する地域包括支援センター運営協議会を開催し、市民の皆さんに医療や介護に関する情報、地域に関する情報を資源情報として1冊にわかりやすくまとめた冊子を作成し、地域の多くの人に活用されるよう、地域包括支援センターや医療機関に配布し、サービスや社会資源の活用に役立ててもらえるよう努めています。

引き続き、平成25年度に策定した「富田林市認知症対策5ヵ年計画」に基づき、医療・介護・地域の認知症施策が包括的に機能できるよう、地域の関係機関と協働しながら、認知症施策の着実な推進に取り組んでいます。

認知症の早期発見・早期対応や認知症予防の普及啓発のため、地域包括支援センター（ほんわかセンター）での総合相談窓口や出張健診による相談支援の実施や在宅介護支援センター・「MEET★富田林推進員」による認知症ケアに関する地域の相談窓口に加えて、認知症サポート医と協働による認知症に関する医療・介護相談窓口を開設し、相談支援体制の拡充に努めています。

<継続>

(2) 予防医療のさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

【回答】

府では「健活10」というキャッチコピーのもと、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目的に、10項目の健康づくり活動を啓発しており、大阪健活マイレージ「アスマイル」と題して、健康行動をした人にポイントを付与するなど、予防医療のさらなる推進に取り組んでいます。

本市でもポスター掲示やパンフレットなどの活用の他、市広報誌への掲載など府からの依頼のもと、幅広く市民にPRしてるところです。

また、本市では「健康とんだばやし 21(第二次)」を平成 27 年に策定し、その中の健康増進への取り組みとして、運動機能や体力チェックの場を提供するとともに、健康相談、健康教室などを実施し、身体活動・運動の効果や必要性、ロコモティブシンドロームの予防法や疾病予防についての情報発信に努めています。

がん検診についても日曜日の「がんミニドック」や乳がん検診・子宮頸がん検診が同日に受診できるレディース検診を実施するなど、受診しやすい検診体制の構築を進めており、受診率向上をめざし、市広報誌やウェブサイトなどで周知するとともにさまざまなイベントにおいて啓発活動に努めています。

今後も引き続き、より受診しやすい環境整備と市民への効果的な受診の周知に努めてまいります。

<新規>

(3)医療人材の勤務環境と処遇改善

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

【回答】

平成 31 年 4 月 1 日より順次施行されている働き方改革関連法により、勤務間インターバル制度導入が企業の努力義務となり、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現などの措置が講じられます。

労働者が、心身とも充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境が整備されることが大切であることから、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けて、労働条件を整備するよう国に働き掛けてまいります。

(4)介護サービスの提供体制の充実にむけて

<補強>

①介護労働者の処遇改善と人材の定着（★）

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。また、市町村における介護人材の現状の把握と介護職員の資質向上および新たな介護人材の参入を促進するため、介護職員初任者研修や実務者研修、介護福祉士研修等への受講費用の助成を行うこと。

【回答】

本市では、これまで「離職防止・定着促進・生産性向上」として国の補助金による介護

ロボットの整備や「多様な人材の確保・育成」として生活支援サービス従事者研修の実施、また、府社会福祉協議会をはじめ、南河内の8つの自治体などで構成される「介護人材確保連絡会議」に参加し、介護人材確保について協議しているところです。

介護人材確保に結び付く研修などへの受講費用の助成などの施策については、市単位では実施が困難と考えますことから、国・府への要望を積極的にするとともに、近隣自治体・関係機関・事業者とも協力し、福祉・介護人材の確保に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

<新規>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

【回答】

本市では、3つの日常生活圏域にそれぞれ地域包括支援センターを設置しています。中でも第1圏域の地域包括支援センターを市直営包括とし、基幹型包括として位置付けているところです。

また、特に高齢者人口の多い第3圏域には、地域包括支援センターのサテライトを設置し、高齢者の総合相談窓口の充実に努めています。

地域包括支援センターでは、高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや機関、または制度の利用につなげるなどの支援を実施し、高齢者にとってより身近な総合相談の窓口となるよう、出前講座などさまざまな機会を捉えてPRしています。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

<補強>

①待機児童の早期解消

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。尚、保育の無償化を背景に保育ニーズの高まりが予測される。保育の見込み量を的確に把握し、大阪府との十分な連携のもと速やかに適切な整備を進め、保育枠の拡大に努めること。

【回答】

年度当初の待機児童の状況で、平成27年までの10年間は発生していませんでしたが、平成28年6人、29年29人、30年41人、31年28人と推移しています。待機児童解消に向けては、平成30年度に家庭的保育の事業所を2園、平成31年4月に102人規模の民間

保育園（宙保育園）を開設しました。

現在、令和2（2020）年4月開設に向け、180人規模の民間幼保連携型認定こども園（仮称：葵音つばさこども園）および市内既存保育所（ともっち保育園）認可定数増設の建設を進めています、また並行して令和3（2021）年4月開設の認可保育施設の設置運営事業者を公募しているところです。

今後も無償化による3歳児以上の保育ニーズ増加も踏まえ、継続して民間による認可保育施設の誘致を継続する考えです。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答】

保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件・職場環境の改善や研修機会の確保に努めてまいります。

民間保育所の園長会を必要に応じて開催し、意見交換を実施しています。今後も開催を継続し、保育の質の向上につなげてまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

【回答】

病児保育事業については平成28年9月より富田林病院の院内保育施設に併設する形で事業化し、平成30年1月より当日予約の受け付けや利用時間、前日予約の受付時間を拡大するなど事業の充実に努めています。

乳児保育については、年度当初の待機はありませんが、年度の後半には待機が発生していることから施設の整備も含めて、解消できるよう取り組んでまいります。

延長保育について、保育所開所の基本は11時間です。標準時間認定の区分の方については、園の開設時間の7時から19時まで延長保育料を徴収せずに取り組んでいます。

夜間保育については、実施していませんが、休日保育については、梅の里保育園にて、実施しているところです。

さらなる拡充については、的確なニーズ把握を行い検討してまいります。

<新規>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

【回答】

現在、本市には該当施設はありませんが、開設の相談には適切に対応してまいります。

<補強>

(6)子どもの貧困対策について

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

【回答】

現在、生活保護受給世帯、児童扶養手当全部支給世帯又は同等の所得水準にあるひとり親世帯に属する中学生を対象に、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業として、市内の2会場にて週2回ずつ実施するとともに、家庭訪問事業についても実施しています。

また、同時に「居場所づくりの提供」を目的として、ハロウィーンなどの季節に応じた交流会を実施しています。

なお、本市では居場所づくりを実施する子ども食堂に対し、補助金交付のほか、市社会福祉協議会などと連携し、食材提供ルートの開発、スキルアップ研修など、さまざまな支援を実施しているところです。

(7)子どもの虐待防止対策について (★)

<補強>

①児童虐待防止対策について

〔子育て世代包括支援センター設置済み自治体〕

児童虐待を未然に防ぐため、親等の体罰禁止と児童相談所の機能強化が盛り込まれた「改正児童虐待防止法」(2020年4月施行)の運用について関係機関への周知を徹底すること。また、市民に対し、特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。そして、子ども自身が意見を表明することのできる支援体制も整備すること。

〔子育て世代包括支援センター未設置の自治体〕

※柏原市、藤井寺市、千早赤阪村（2019年7月1日現在）

児童虐待を未然に防ぐため、親等の体罰禁止と児童相談所の機能強化が盛り込まれた「改正児童虐待防止法」（2020年4月施行）の運用について関係機関への周知を徹底すること。また、市民に対し、特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための市町村単位での子育て世代包括支援センターを設置すること。また、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるよう事業運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。そして、子ども自身が意見を表明することのできる支援体制も整備すること。

【回答】

児童虐待防止の呼び掛けや改正児童虐待防止法の運用については、関係機関への周知や広報誌への掲載などにより、地域全体で体罰の禁止を含む虐待防止に関心が持てるよう、啓発活動に努めてまいります。

また、児童虐待防止推進月間には、職員が児童虐待防止啓発用に作成したオレンジ色のジャンパーと帽子を着用し、職員清掃ボランティア活動に参加するなど、オレンジリボン運動の啓発に努めています。

本市では、子育て世代包括支援センター（愛称ゆにぞん）を、市役所と保健センターに設置し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施しています。

平成30年度からは、産後うつ予防や新生児への虐待の予防などを図るため、公費負担による産婦健診事業を開始し、医療機関との連携も図っています。

研修については、府が開催する「母子保健コーディネーター育成研修」をはじめさまざまな研修に職員が参加し、相談業務に係る専門性を高めているところです。

子ども自身が意見を表明することのできる支援体制については、府がLINEを活用した相談窓口の設置を検討していることから、その動向を注視してまいります。

<新規>

②父子を対象とした養育教育の充実について

母子に焦点を当てた施策は充実されてきているが、父親に対する支援という面では、必ずしも十分とは考えられない。2018年の児童虐待における加害者別検挙状況によると、実母24.8%に対し、実父43.8%、実父以外の父30.0%となっている。死亡事例の約8割が0歳児～3歳児までの乳幼児となっていることから、育児に関する情報の欠如も一つの要因となっていることが考えられる。虐待防止・予防につなげるためには、養育力不足にある父親等に対する支援にも力を入れていく必要があり、母子を対象とする保健事業だけでなく、父子を対象とした養育教育の充実を行うこと。

【回答】

保健センターでは、両親教室を1クール3日の設定で年間4回実施しています。この教

室は、妊婦に限らず父親の参加も勧奨しており、教室の内容も、妊娠期や産後のさまざまな知識や情報の提供の他、妊婦さん同士や乳児期の子どもを持つ母子との交流などを実施しています。

特に3日目は、父親など就労している皆さんが参加しやすい日曜日に設定し、ベビー人形を使った沐浴やオムツ交換、妊婦ジャケットの着用など、実習や体験を取り入れたり、赤ちゃんの夜泣きや産後うつの説明をしたりするなど、育児の大変さを含めた状況を実感してもらええる場としています。

また近年、赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に、父親の同行や同席、来所も増えてきていることから、その機会に、父親の育児状況や、父母それぞれの困りごとを確認し、必要な情報提供や助言などの支援を実施しています。

しかしながら、保健センター事業に参加や同行されない父親もいることから、父親に対する養育教育について、さまざまな手法を調査研究するとともに今後も養育教育に努めてまいります。

<新規>

③「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置について

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が2022年度までに、全市区町村に求められている。虐待のみならず、子どもとその家庭、および妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点の整備に努めるとされていることから、市町村はこれまで以上に、子どもと家庭を支援する役割が求められるようになり、子どもを取り巻く問題の重要性を考えると、より専門的に幅広く対応を強化していく必要がある。そのためには、今まで以上の体制強化と専門性が求められることから、常勤の保健師、社会福祉士などの専門員の配置をより充実し、虐待対応職員の更なる増員に努めること。

【回答】

子ども家庭総合支援拠点の設置にあたっては、対象が妊産婦から18歳までと年齢層の幅が広く、地域のすべての子どもとその家庭の相談に対応する総合相談窓口として設置することから、今まで以上に体制の強化と専門性が求められ、国が求める資格要件を満たす人材の確保に努めてまいりたいと考えます。

<継続>

(8)アルコール健康障害対策について

アルコール依存症は本人の健康問題にとどまらず、飲酒運転や虐待、家庭内暴力、自殺など、家族への影響が大きく重大な社会問題が生じる要因となっている。国では2013年にアルコール健康障害対策基本法を制定し、2016年には推進基本計画を策定してアルコール健康障害の発生、進行および再発の防止を図り、あわせて健康障害を有する者等に支援の充実を図ろうとしている。アルコール健康障害対策を理念だけでなく実効あるものにするためには、民間団体、医療機関、行政が連携して予防および相談から治療、回復支援に至

るまでの切れ目のない支援が必要であり、地方自治体は国と連携してその対策を総合的かつ計画的に推進すること。また、2018年にはギャンブル等依存症対策基本法が制定されたが、ギャンブル依存症や薬物依存症についても、行政がその問題に取り組む社会的意義は大きく、アルコール依存症とともにその対策を総合的に推進すること。

【回答】

本市の「健康とんだばやし 21(第二次)」でアルコール摂取に関する取り組みを定めており、成人式などで配付するパンフレットなどで適切な飲酒量などの啓発を実施しています。

アルコール依存症やギャンブル依存症の相談には専門的な知識が必要であることから、市民からの相談に際しては、府こころの健康総合センターや保健所などの専門相談窓口へつなぐとともに、関係部署との連携を図りながら適切な情報提供に努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教育の質的向上にむけて (★)

<補強>

① 指導体制を強化した教育の質的向上

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。その上で、英語教育や図書館教育、ICT教育などの教育課題に対応するための人材支援を行うこと。尚、部活動のあり方については国のガイドラインを踏まえた具体的な対策を講じること。

【回答】

子どもたちの教育環境の充実に向けて、本市では小学校1・2年に加えて、市独自で小学校6年生および中学校3年生で35人以下学級を実施していますが、少人数学級編制の拡大に向けては、国・府の動向もふまえ研究を進めてまいります。

また、教職員の長時間労働の是正に向けても、教職員定数の改善などについて国や府に、強く働き掛けてまいります。

英語教育や図書館教育、ICT教育については、その充実に向けて人材支援の在り方や研修体制などについて研究を進めてまいります。

部活動については、本市の「部活動の在り方に関する方針」を定め、子どもたちの自己肯定感の向上や教職員の負担軽減を図るために、本年度より部活動指導員を配置しています。

今後も、部活動の在り方や部活動指導員の効果的な活用について研究に努めてまいります。

<新規>

② いじめや不登校への対応について

いじめや不登校などの教育課題に対応するため、スクールカウンセラーの配置拡充やスクールソーシャルワーカーの増員を行うこと。また、児童相談所等と連携し、不登校やひきこもりの実態把握をおこない、福祉・教育・医療など様々な相談ができる窓口である、ひきこもり地域支援センター等の設置を行うこと。

【回答】

いじめや不登校などの教育課題への対応については、学校と専門人材との連携が重要であるとの認識に立ち、国費により各中学校に1名配置されているスクールカウンセラーの校区小中学校での効果的な活用を努めてまいります。また、府費によるチーフスクールソーシャルワーカーの派遣、市単費によるスクールソーシャルワーカー事業の継続に努めるとともに、より一層効果的な活用について検討してまいります。

また、不登校の実態把握にあつては、各校における児童・生徒の状況について学校と連携を図りながら進めるとともに、関係機関との情報交換も視野に入れながら、取り組んでまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

【回答】

生活保護受給者を除く本市在住の高校生（全日制、単位制、定時制、通信制）・高等専門学校生に対し奨学金を給付しています。新たな奨学金制度を導入することについては、本市を取り巻く状況が厳しさを増す中にあつては難しいと考えています。

奨学金にかかる相談については、引き続き取り組みを継続してまいります。奨学金制度の改善については、機会あるごとに、国・府へ要望してまいります。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

【回答】

新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現により、子どもたちをよりよい社会の創り手として育成していくことが求められています。これまでも実施しているキャリア教育について、カリキュラム・マネジメントの視点から各教科との連携を図り、府が作成したリーフレット「キャリア教育を充実させるために」なども活用しながら、労働教

育や主権者教育の充実を図ってまいります。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

< 継続 >

① 差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

【回答】

本市では、ヘイトスピーチを許さない社会の実現に向けて、啓発冊子やチラシ、ポスターなどを通じて法律の趣旨を広く周知するなど、人権教育・啓発活動に取り組んでいます。

また、相談などがあれば、人権擁護委員や法務局と連携を図りながら対応してまいります。

< 補強 >

② 多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI (性的指向と性自認) に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各市町村においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【回答】

本市では、LGBTに代表されるセクシュアル・マイノリティの皆さんが抱える問題への理解と、性の多様性についての正しい知識を広めるため、市民の皆さんや職員に対して、啓発冊子やチラシの作成、講演会を開催するなどの啓発に努めています。また、市の各種申請書において性別記載欄の見直しを図ったところです。

今後も、講演会の開催や啓発活動などさまざまな取り組みを進めてまいります。

パートナーシップ制度は、LGBTの皆さんの支援の一環となるもので、実施している自治体の状況などを注視しながら、今後、検討してまいります。

本市公共施設には、多目的トイレを設置しています。誰でも利用できる旨の案内をするなど、少しでも利用しやすいトイレとなるよう取り組んでまいります。

< 継続 >

③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別に

つながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【回答】

同和問題をはじめとする幅広い人権問題の解決を積極的に推進することを目的として、大阪企業人権協議会が設立され、府内市町村単位の地域連絡会から構成されています。富田林市企業人権協議会も地域連絡会の一つであり、大阪企業人権協議会が中心となり、会員企業を対象に、公正な採用選考に向けて、研修会や啓発活動を実施しているところです。

本市でも、大阪企業人権協議会と連携し、引き続き啓発活動を実施し、市民への周知を図ってまいります。

また、部落差別解消法の周知については、市広報誌やウェブサイトへの掲載を始め、公共施設への啓発ポスターの掲示をするなど、市民への周知・啓発に努めているところです。

今後も「とんだばやし人権フェア」の開催や啓発冊子の作成など機会があるごとに、同法の周知を図るとともに、あらゆる差別の解消に取り組んでまいります。

<新規>

(5) 地方自治体における SDGs 推進について

地方自治体における SDGs 推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs 本来の目的である「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現という観点から、格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講じること。

【回答】

本市では、「地球上の誰一人として取り残さない」とする SDGs の要素を総合的に市政に取り入れ、総合ビジョンに掲げたまちの将来像の実現につなげながら SDGs を推進することを目的に、富田林版 SDGs 取組方針を定めています。

「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」を実現するため「第2次富田林市人権行政推進基本計画」の推進と併せて、格差の是正・貧困の根絶に向け取り組んでまいりたいと考えています。

<新規>

(6) 子どもの権利の問題について

2019 年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから 30 周年（日本が同条約を批准してから 25 年）となる。しかし、昨今の児童虐待や子どもの貧困（居場所の問題）、いじめや不登校など学校での問題など、子どもを巡る社会的な課題は多く、子どもの人権が守られているとは言い難い状況が続いている。子どもがその権利の主体として、子どもを取り巻く課題に、子ども自身が意見表明できるよう、「子どものオンブズパーソン制度」の導入や、行政施策への参画ができる方策を検討するなど、「子どもの人権を守る」理念を行政施策のすべてに反映させること。

【回答】

児童虐待、子どもの貧困（居場所の問題）をはじめ、いじめや不登校など、子どもを巡る社会的な課題について、関係機関などと子どもの人権が守られるよう啓発に努めているところです。

今後も、啓発活動を継続するとともに、子ども自身が意見表明できる「子どものオンブズパーソン制度」や行政施策に参画できる方策について、調査研究してまいります。

<新規>

(7)外国人に対する施策の充実について

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、生活・仕事・医療・教育など様々な課題に対応できる総合的な相談窓口を設置すること。また、子どもも含めた日本語習得のための支援策を具体的に検討すること。

【回答】

本市では、外国人市民を取り巻く環境が変化する中で、現在「多文化共生推進指針」の改定に取り組んでいます。また、外国人市民が抱えるさまざまな課題については国際交流協会をはじめ関係機関と連携し対応しています。

日常でのコミュニケーションを円滑に図ることができるよう「にほんごよみかき教室」を実施し、子どもには各学校で日本語の習得に向けた支援を実施しています。

今後も、すべての外国人市民が地域で安心して住み続けられるようさまざまな施策を実施してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進（★）

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。

さらに、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

【回答】

本市では、市民や事業者に対して、市広報誌やウェブサイトを通じて、啓発に関する情報発信を実施しています。

また、本市消費者啓発講座でも、食品ロス削減をメニューに取り入れ、啓発活動に取り組んでいます。

引き続き、消費者庁より配布される啓発チラシなども活用しながら食品ロス削減に向けた啓発に努めてまいります。

<継続>

(2)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策の実施

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

本市では、消費者啓発講座を毎年開催しており、講座メニューには本市消費生活センターに多く寄せられている相談内容や社会情勢に応じた事例を取り入れています。

引き続き、消費者教育も踏まえた内容も盛り込みながら、消費者に倫理的な行動を促すための啓発にも取り組んでまいります。

<新規>

(3)プラスチックごみの問題について（★）

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている。また、廃棄物そのものの発生削減、再生利用は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の目標にもなっている。各市町村の環境事業においても、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの資源循環が進むよう、廃棄物の分別収集の徹底と選別ガイドラインの見直し、リユース・リサイクルの徹底、企業による再生材の利用促進、市民への啓発などの具体的な取り組みを行うこと。また、「プラスチックゴミゼロ宣言」をまだ行っていない自治体は早急に宣言を行い、その主旨に沿った取り組みを率先して実行し、より一層の成果が出せるように取り組むこと。

【回答】

本市では、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの減量化、資源化、循環型社会の形成を目的として、市民・事業者・行政が一体となって、資源ごみの分別収集を実施し、4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の取り組みを推進しています。

4Rの取り組みについては「ごみの分け方・出し方」のパンフレット、各種イベントや出前講座などを通じて、ごみの適切な出し方などの周知・啓発を実施しています。

また、プラスチックごみによる海洋汚染の原因の1つにプラスチックごみのポイ捨てが挙げられることから、本市では、令和元年6月21日付で「とんだばやしプラスチックごみゼロ宣言」をしたところです。

今後も引き続き、市広報誌などでプラスチックごみのポイ捨て防止のための啓発を実施してまいります。

<新規>

(4)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。

【回答】

富田林警察署管内における平成31年1月から令和元年8月末までの特殊詐欺認知件数は、17件に達し中でも「オレオレ詐欺」や「カードすり替え詐欺」については、1件当たりの被害額が数百万円となる事案も発生しています。

そのような中、本市では特殊詐欺被害の未然防止対策の新たな取り組みとして、富田林警察署監修のもと、特殊詐欺防止のマグネットステッカーを制作し、昨年10月より公用車30台に貼付し、市民の皆さんへの注意喚起を開始したところです。

「自動通話録音機」などの特殊詐欺対策機器は、高齢者を狙った特殊詐欺対策に有効な方法の一つと考えますが、既に実施している自治体では台数を限ったり、貸し出しを先着順にしたりするなどの条件整備に課題もあることから、府の補助制度や導入自治体の動向を注視しながら、研究してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<補強>

(1) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。

【回答】

駅舎のバリアフリー化促進については、本市が鉄道事業者に対し整備費の一部を補助し、これまでに近鉄長野線「喜志駅」、「富田林駅」、「富田林西口駅」、「滝谷不動駅」および南海高野線「滝谷駅」の整備を終えています。

残す近鉄長野線「川西駅」についても、鉄道事業者などと協議し、バリアフリー化整備を進めています。

<新規>

(2) 高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。また、バス路線の減少・免許証の返納などで高齢者の交通手段が狭められている。交通空白地帯を作らないよう、日常の住民生活に必要な不可欠な地域の公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線を維持

させること。

【回答】

本市では、高齢者を対象とした交通安全教室を警察と連携し、各地域の老人クラブに向き講習会を実施しています。

近年、高齢者による事故が頻発していることから、免許証の自主返納を促進するため、府交通安全対策協議会で「高齢者運転免許自主返納サポート制度」を実施し、本市もウェブサイトや講習会などのさまざまな機会でも周知するよう努めています。

また、免許返納後の外出機会を増やすため、バス・タクシーへの運賃補助やその他の手法について検討してまいりたいと考えています。

いずれにしても、交通に関する問題については、日々の暮らしに直結することから「誰もが安心して安全に移動できる交通体系」をめざして、市民の代表者、交通事業者、学識経験者、市、府、国の行政機関で構成される「富田林市交通会議」に諮りながら、より望ましい交通体系や公共交通サービスをつくり、持続可能な交通施策が展開できるよう取り組んでまいります。

<補強>

(3)防災・減災対策の充実・徹底 (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

【回答】

平成26年8月に富田林市洪水・土砂災害ハザードマップを全戸配布しましたが、市域を流れる河川の新たな洪水リスク分析や土石流、急傾斜地などの土砂災害警戒区域が新たに指定されたことから、29年7月に洪水・土砂災害ハザードマップを一部改訂し全戸配布しました。

今後は、適時新たな情報に更新し、市民に周知してまいります。また、防災訓練についても、27年度より指定避難所を開設する訓練を実施し、より多くの市民の皆さんに参加いただけるよう取り組んでいます。

「避難行動要支援者名簿」の更新は、新規登録を随時受け付けるとともに、定期的な更新作業を実施しています。また、訓練については、町会（自治会）・自主防災会などによる自主的な地域の防災訓練において「避難行動要支援者」に関連した訓練を実施いただけるよう、出前講座などを通して、訓練実施に向けた働き掛けをしてまいります。

本市ウェブサイトでは、いち早く情報を取得できるよう「緊急・防災情報」をトップページの最上部に表示するなど工夫をしていますが、今後も改善に努めてまいります。

< 継続 >

(4) 地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。また、地震発生時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

【回答】

気象警報発表時に災害警戒本部を設置し、さらに避難所開設の必要性や避難情報発令の可能性などの対応時には、災害対策本部に移行することとなります。また、地震発生時には、震度4で災害警戒本部を設置し、震度5弱以上で災害対策本部を設置し、職員が自動参集することとしています。

緊急時の人員体制の確保については、十分な人員体制が図れるようその確保に努めてまいります。

自治体間の連携については、隣接する自治体と避難者の受け入れについての協定を締結していますが、今後、連携の強化を図ってまいります。

東日本大震災の教訓や、南海トラフ巨大地震の被害想定が公表されたことに伴い、平成26年度に地域防災計画を改訂しましたが、その後、新たに改正された法律等や国、府の防災計画との整合を行い、広島土砂災害や関東・東北豪雨、熊本地震などの大規模災害の教訓や帰宅困難者への対応などについて、今年度に地域防災計画の改訂を実施しました。

なお、改訂にあたり計画案の段階で、広く市民の皆さんより意見をいただくため、パブリックコメントを実施し、計画に反映いたしました。

多言語対応については、ハザードマップ作成時に英語版・中国語版・韓国語版・やさしい日本語版を作成し対応しています。また、市ウェブサイトでは、サイト全体に無料翻訳サービスを導入し、現在、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語に対応しています。

< 補強 >

(5) 集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防

止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考えます。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

【回答】

府により市域を流れる河川の新たな洪水リスク分析や土石流、急傾斜地などの土砂災害警戒区域が指定され、平成29年7月に洪水・土砂災害ハザードマップを一部改訂しました。

全戸配布することで危険な箇所を市民に周知するとともに、日頃からの備えや災害時の取るべき行動、避難情報の内容についてなども合わせて記載し、注意を呼び掛けています。

また、土砂災害警戒区域や河川の破堤箇所などの対策工事について府に要望してまいります。

住民への啓発活動としては、地域を訪問し、出前講座の開催を通して、防災の啓発を実施するとともに、地域で開催される防災訓練への協力・参加を積極的に取り組んでいます。

< 継続 >

(6) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの住民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

【回答】

本市では「安全で安心して暮らせるまちづくり」に向けて警察および関係団体と連携し、防犯教室の開催や市内各駅において街頭キャンペーンを実施しています。

また、市内各駅前に防犯カメラを設置するなど、防犯意識の向上と犯罪防止に取り組んでいるところです。

近年、駅構内や車内などでの暴力行為について、各交通事業者で、暴力行為防止の啓発などに努めていますが、市としてもこのような状況を鑑み、暴力行為防止に向け、広報誌やウェブサイトなどを活用して啓発活動に努めてまいります。

自治体政策予算要請 用語集

雇用・労働施策・ワーク・ライフ・バランス・経済・産業施策・中小企業施策

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府総合労働事務所が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*「平成30（2018）年障害者雇用状況」（大阪労働局発表：2019年4月9日）

平成30（2018）年6月1日現在の大阪における民間企業の障害者雇用状況

- ・民間企業（法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者数 4万7817.5人
前年より7.5%（3348.0人）増え、15年連続の増加
- ・民間企業における実雇用率 2.01%（+0.09ポイント）〔全国 2.05%〕
- ・法定雇用率達成企業の割合 41.0%（▲4.5ポイント）〔全国 45.9%〕

注）「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ②平成27年6月2日より前に採用された者で、

同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

Cf) 障害者雇用促進法における障害者の範囲、雇用義務の対象

障害者とは身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者とする（法第2条第1号）
→身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者（発達障害者、難治性疾患患者等）

*雇用義務の対象（身体障害者、知的障害者）

*実雇用率算定の対象（身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳所持者）

*おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定した。その後、2006年に一部改訂、2011年に後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定を経て、施策の検証・評価などから明らかになった課題や社会経済情勢の変化を踏まえ、さまざまな人々が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、基本方針を定めた「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定した。

※「女性の就業率」：現状値 年平均 47.7%（H29年）

目標値 全国平均を上回る（H31年度）⇒全国平均 49.8%（H29年）

「男性の育児休業取得者の割合」：

現状値 1.9%（H25年度）

目標値 全国平均を上回る⇒全国平均：4.59%（H29年度）

*大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略

大阪府では、人口減少・超高齢社会のもとで、大阪の「成長の実現」と「安全・安心の確保」を同時に図るため、日本の成長を牽引する東西二極の一極としての社会経済構造の構築をめざすとともに、少子・高齢化等が及ぼす影響や将来の課題に的確に対応できるよう、実行性の高い標記戦略を策定した。

*地方創生交付金事業

2016年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設。地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業。期待される効果として、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化の実現に寄与する。

*SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

*次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針ならびに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることとしている。

*大阪府「男女いきいき」各種制度

(1) 男女いきいき・元気宣言事業者登録制度（2003年度～）

大阪府は、「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女共同参画に向けた取り組みを進め、男性も女性もいきいき働くことができる元気な企業・団体をめざしてがんばっている事業者を、「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取り組みを応援している。

(2) 男女いきいきプラス事業者認証制度（2018年度～）

上記「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」の登録からのステップアップとして、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定など、男女が働きやすい職場環境の整備と、さらなる女性活躍に向け取り組む事業者を「男女いきいきプラス」事業者に認証する。

(3) 男女いきいき表彰制度（2018年度～）

上記「男女いきいきプラス事業者認証制度」登録の事業者の中から、独創的、先進的な取り組みなどを行っている事業者を選考し、「男女いきいき事業者」として表彰する。

*不当労働行為救済制度

不当労働行為救済制度とは、憲法で保障された団結権等の実効性を確保するために、労働組合法に定められている制度である。労働組合法第7条では、使用者の労働組合や労働者に対する以下のような行為を「不当労働行為」として禁止している。

- (1) 組合員であることを理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止（第1号）
- (2) 正当な理由のない団体交渉の拒否の禁止（第2号）
- (3) 労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助の禁止（第3号）
- (4) 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱いの禁止（第4号）

*MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪の略）

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」。大阪府ものづくり支援課を中心に、さまざまな機関がものづくり企業を支援している。

*技能五輪全国大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えると同時に、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。

全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則23才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

*BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

***下請かけこみ寺**

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国 48 カ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

***サプライチェーン**

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

***総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を 2003 年度に全国初の取り組みとして導入した。

***公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009 年 9 月に千葉県野田市で初めて制定され、2010 年 2 月に施行された。2010 年 12 月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014 年 7 月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

福祉・医療・子育て支援、教育・人権・行財政改革施策

***地域包括ケア**

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

***健活 10**

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

***大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”**

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18 歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベントなどに参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

***地域包括支援センター**

介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サ

ービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

***企業主導型保育（事業）**

2016年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の75%相当と運営費の助成が受けられる。

***生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業**

2015年4月からスタートした生活困窮者自立支援制度で、生活全般にわたる困難に対する相談に対応する中で、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。

***児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）**

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子ども一時保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めることなどが盛り込まれている。

***オレンジリボン運動**

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動

***子育て世代包括支援センター**

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍」等に基づいて、2020年度末までに全国展開をめざすこととされている。

***LGBT**

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。

***SOGI（性的指向と性自認）**

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

***副首都推進本部**

本部長に大阪府知事、副本部長に大阪市長が就任し、「副首都」の必要性や意義、「副首都」にふさわしい都市機能や行政機能のあり方などについて、幅広く意見を聞きながら検討を深め、中長期的なビジョンや取組み方向を明らかにする。

環境・食料・消費者施策、社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

***食品ロス**

食べられる状態であるにも関わらず廃棄される食品。店舗での売れ残りや期限切れの食品、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残しなど。

***3010 運動**

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後 30 分は席を立たずに料理を味わい、お開き 10 分前になったら自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

***食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）**

2019 年 5 月 24 日成立、同 5 月 31 日に公布された法律。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

***フードバンク**

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

***カスタマーハラスメント**

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込みなど、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

***避難行動要支援者**

2013 年 6 月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。